

平成31年度千葉市若葉区都賀コミュニティセンターの管理に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）とアクティオ株式会社（以下「乙」という。）とは、平成28年3月9日付け甲乙間で締結した「千葉市若葉区都賀コミュニティセンターの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）の規定に基づき、平成31年度の事業年度の指定管理料（以下「指定管理料」という。）等に関し、次のとおり協定を締結する。

（指定管理料の額）

第1条 平成31年度の事業年度（平成31年4月1日から平成32年3月31日までをいう。以下「本事業年度」という。）に係る指定管理料の額は、以下のとおりとする。

指定管理料

金55,280,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※消費税及び地方消費税は4月分から9月分を8%、10月分から3月分を10%として算定。

2 本事業年度の指定管理料の支払いは、乙の請求により月ごとに支払うものとし、1月当たりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）の額は、前項の規定による指定管理料の額に12分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて、甲が支払う第1回目の月次指定管理料に合算するものとする。

3 本事業年度の月次指定管理料の支払い額は、次のとおりとする。

| | |
|----------|-------------|
| 第1回 | 金4,606,674円 |
| 第2回～第12回 | 金4,606,666円 |

（利益の還元方法）

第2条 基本協定第71条第1項及び第2項の規定による利益の還元は、市が発行する納入通知書により、市に納付するものとする。

2 利益の還元は、本事業年度終了後120日以内に行うものとする。

（疑義の決定等）

第3条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷 俊人



乙 東京都目黒区東山1丁目5番4号

KDX中目黒ビル6階

アクティオ株式会社

代表取締役 淡野 文孝

